

「煤ヶ谷花の里づくり事業」補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、休耕地や沿道等に四季を通じた花を咲かせることにより、良好な生活環境や景観を整備し、住民はもとより観光客に安らぎや癒し、ふれあいの場を与え「あたたかみと活力ある村づくり」を実践するため、煤ヶ谷地区の自治会等が実施する花の里づくり事業に要する経費について、清川村補助金等の交付に関する規則（昭和49年規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2条 補助の対象は、自治会又は自治会が認めた団体等（以下「自治会等」という。）が直接実施する次に掲げるものとする。

(1) ふれあいの花づくり事業

住民等が休耕地や沿道を飾るための四季を通じた花づくりのための事業

(2) 花の里里親事業

村が指定する村有地等などの美化活動を自発的に行うための事業

2 前項の事業に要する費用のうち、1自治会等につき第1号については5万円、第2号については10万円を限度として予算の範囲内で補助するものとする。

(補助の内容)

第3条 前条第2項の補助金は、事業の実施に伴う苗木・種子・肥料等の購入に要する費用とする。

(植栽の用地)

第4条 事業の実施にあたり、植栽を予定している用地が民有地の場合は無償貸借とする。

(自治会等の役割)

第5条 自治会等は、事業を円滑に実施するため予定地域の住民等の合意形成、その予定地が民有地の場合は所有者との交渉を行うものとする。

2 植栽後は花木の育成管理に努め、周辺環境を損なわないように保全するものとする。

(補助金の申請)

第6条 事業を実施するため補助を受けようとする自治会等（以下「申請者」という。）は、事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 実施場所案内図

(2) 事業の概要（様式第2号）

(3) 土地の所有者の同意を証する書類

(4) 現況写真

(5) 見積書

(6) その他村長が必要と認める書類

(決定通知)

第7条 村長は、補助金の申請を受けたときは内容を審査し、事業の認定・却下を決定する。

2 村長は、前項の決定について、速やかにその旨を申請者に対し事業補助金交付決定認定・却下決定通知書(様式第3号)により通知する。

(事業報告)

第8条 交付認定を受けた自治会等(以下「事業者」という。)は、事業が完了したときは「煤ヶ谷花の里づくり事業」補助金実績報告書(様式第4号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて村長に報告しなければならない。

- (1) 支払を証明する書類
- (2) 完了写真
- (3) 請求書(様式第5号)
- (4) その他村長が認める書類

(決定の取り消し)

第9条 村長は、事業者が補助金を補助の目的以外の用途に使用し、又は補助金の交付を受けた事業に関して交付決定の条件に違反していることが判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 村長は、以下に掲げる場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 事業者が補助金の交付に際して偽りその他不実の記載を行ったとき。
- (2) 事業者が補助金を交付の目的以外の用途に使用し、その他申請の事業に関して交付決定の条件に違反して事業を実施している事実が認められたとき。
- (3) 村長は前各号の場合においては、事業者に対し、不当に支払われた補助金の返還を請求するものとする。

(その他)

第11条 この要綱によるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

清川村長 殿

申請自治会等名 住 所
自治会等名
代表者名
連絡先

「煤ヶ谷花の里づくり事業」補助金交付申請書

下記のとおり、事業を実施したいので「煤ヶ谷花の里づくり事業」交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

植栽予定地		
土地所有者の住所氏名	住 所	
	氏 名	
植栽予定花木種・本数		
実施期間		
事業費		
申請金額		
自治会確認欄		

※添付資料 1 実施場所案内図 2 事業概要（様式第2号） 3 土地所有者の同意を要する書類 4 現況写真 5 見積書 6 その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業概要

植栽場所 清川村 番地 面積 m²

事業の目的	
事業の内容	
事務処理欄 特記事項	

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

殿

清川村長

印

「煤ヶ谷花の里づくり事業」補助金交付認定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました「煤ヶ谷花の里づくり事業」補助金については、下記のとおり認定・却下を決定します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

(1) 交付条件等

- ① この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。
- ② 事情により事業を中止又は変更する場合は、あらかじめ村長に届け出て承認を受けなければならない。
- ③ 植栽事業については、「煤ヶ谷花の里づくり事業」である旨の表示板を表示しなければならない。

(2) 実績報告書

この事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。

2 却下の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

清川村長 殿

申請自治会等名 住 所
自治会等名
代表者名
連絡先

「煤ヶ谷花の里づくり事業」補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた、花の里づくり事業が完了しましたので、要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

植栽実施地		
土地所有者の住所氏名	住 所	
	氏 名	
植栽花木種・本数		
実施期間		
総事業費		
補助金額		

※添付資料 1 支払を証明する書類 2 完了写真 3 その他村長が認める書類

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

清川村長 殿

申請自治会等名 住 所
自治会等名
代表者名
連絡先

「煤ヶ谷花の里づくり事業」補助金請求書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた、
花の里づくり事業について下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 交付事業番号 第 号
- 2 補助金額 金 円
- 3 振込先

ふりがな	
口座名義人	
金融機関	
預金の種類	当座 普通
口座番号	